

下水道処理施設の災害時における支援協力に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社諏訪湖流域下水道管理特定業務共同企業体（以下「乙」という。）、テスコ株式会社・トーヨークリエイイト株式会社共同企業体（以下「丙」という。）、株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社千曲川流域下水道管理特定業務共同企業体（以下「丁」という。）、水i n g・ウィルトス特定共同企業体（以下「戊」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）により下水道処理施設が被災したときの支援協力に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害等により被災した下水処理施設の応急処置を迅速かつ的確に実施し、機能の早期復旧を図ることを目的とする。

（協力依頼）

第2条 甲は、乙、丙、丁又は戊に、災害等により被災した県内の流域下水道処理施設の復旧に関し、助言及び支援を求めることができるものとする。

2 甲は、県内の公共下水道管理者から復旧に関する意見を求められた場合は、必要に応じ乙、丙、丁又は戊に助言及び支援を求めることができるものとする。

3 前2項の依頼は、「災害支援依頼書」（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力業務）

第3条 この覚書に基づき乙、丙、丁及び戊が行う支援業務は、次の各号のとおりとする。

（1）被災した下水処理施設の応急復旧のために必要な助言及び資材等の支援

（2）その他、甲と乙、丙、丁及び戊との間で協議し必要とされる業務

（費用）

第4条 この覚書に基づき支援協力した業務にかかる費用は、原則として支援を受けた者の負担とし、金額及び支払方法等は、支援を受けた流域下水道管理者又は公共下水道管理者と支援を行った者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定するものとする。

附則 この覚書は、令和4年4月1日から適用する。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部長 猿田 吉秀

乙 東京都新宿区東五軒町3-25

株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社
諏訪湖流域下水道管理特定業務共同企業体

代表者 株式会社ウォーターエージェンシー

代表取締役 榊原 秀明

丙 東京都千代田区西神田1-4-5

テスコ株式会社・トーヨークリエイト株式会社共同企業体

代表者 テスコ株式会社

代表取締役 高橋 久治

丁 東京都新宿区東五軒町3-25

株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社
千曲川流域下水道管理特定業務共同企業体

代表者 株式会社ウォーターエージェンシー

代表取締役 榊原 秀明

戊 長野県長野市稲里町中央4-15-10

水i n g・ウィルトス特定共同企業体

代表者 水i n g AM株式会社長野営業所

所長 矢口 良夫